

●香川県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年7月29日から同年8月19日まで一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所東琴平線（190号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野字大堀1251番3地先から 仲多度郡まんのう町吉野字大堀1252番1地先まで	10.4～15.2	80	平成26年香川県告示第232号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成28年7月29日